

静岡市中心市街地地域おこし協力隊 募集要領

静岡市中心市街地地域おこし協力隊を募集します。

1 募集の背景・目的

静岡市は、本州のほぼ中心に位置し、北は 3,000m 級の南アルプス、南は駿河湾に至る豊かな自然環境を有し、東京から新幹線で約 1 時間というアクセス性を備えた人口約 67 万人の政令指定都市です。

今回、地域おこし協力隊を募集する静岡市中心市街地は、商業、医療、教育、文化といった多様な機能が集積しているエリアです。

静岡地区の中心市街地は、商店街と大型商業施設が面的に連なり、周辺地域を含む広域的な商業・交流の拠点として発展してきました。一方で、人口減少や消費行動の変化、インターネット通販の普及、郊外型店舗の増加等により、中心市街地を取り巻く環境は大きく変化しています。また、主要な通りにおける空き店舗の増加や歩行者通行量の減少に加え、商店街では会員店舗の減少、高齢化、担い手不足等が進行しており、個々の商店街だけでは対応することが難しい課題も生じています。

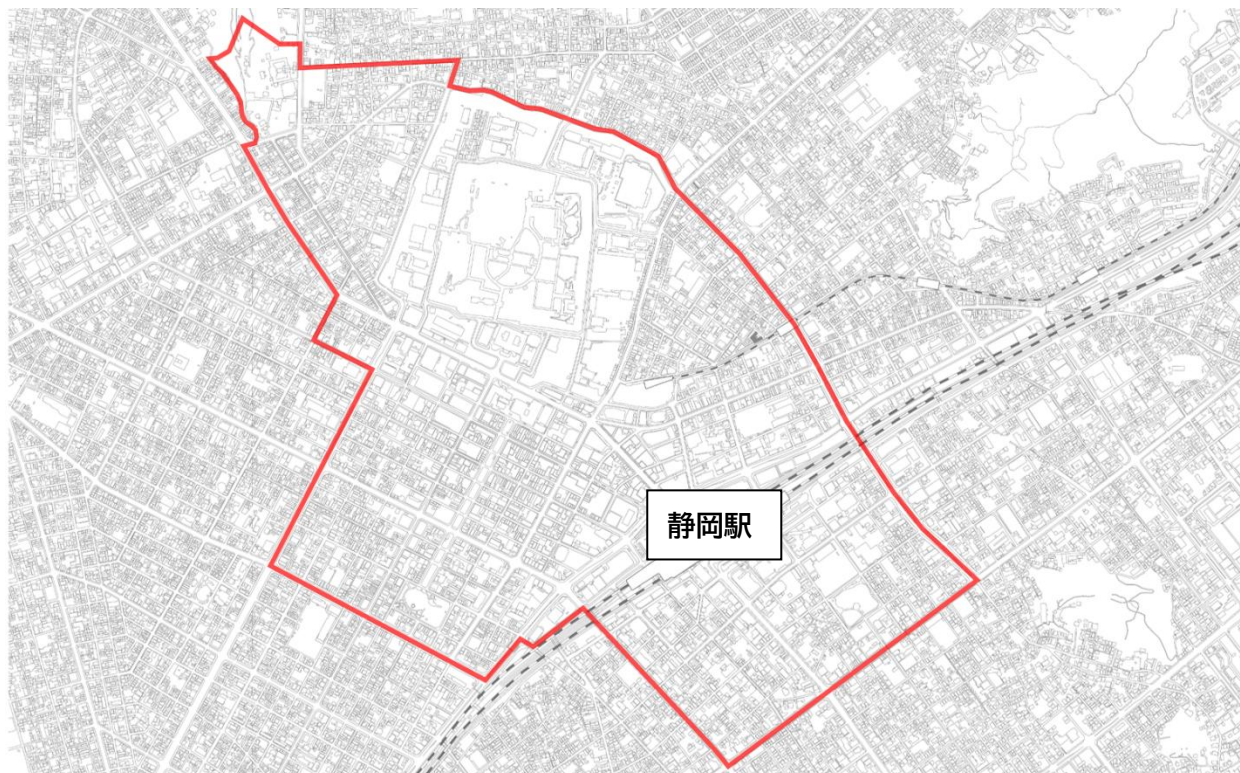
こうした中、中心市街地の持続的な発展を図るためには、個々の商店街や団体による取組に加え、商店街、個店、大型商業施設、企業、学校、まちづくり団体等の多様な関係者が、それぞれの強みを生かしながら連携することが必要です。また、一時的なにぎわいの創出にとどまらず、商店街等が継続して活動できる仕組みや、自主財源を確保できる活動基盤を整えていくことも求められています。

そこで、本市では、地域外からの視点、経験及び人的ネットワークを持ち、一定期間地域に関わりながら実践的に課題解決に取り組むことのできる「地域おこし協力隊」の仕組みを活用し、静岡地区の中心市街地を対象として、商店街間の連携促進、地域内外の人的ネットワークの形成及び商店街等の持続的な活動基盤づくりに取り組むこととしました。



2 活動エリアの紹介

今回、地域おこし協力隊が主に活動するエリアは、静岡市中心市街地活性化基本計画に定める静岡地区の中心市街地を予定しています。



静岡駅周辺の中心市街地エリア（静岡市中心市街地活性化基本計画）

（１）静岡地区中心市街地の特徴

静岡地区の中心市街地は、徳川家康公が築いた駿府城下町を基礎として形成されたエリアです。駿府城に向かって格子状に連なる街区等、城下町として形成された都市の骨格は現在も残されており、東海道の交通の要衝として、多くの人や物が行き交う商業のまちとして発展してきました。現在も市民から「おまち」と呼ばれ親しまれています。

現在の中心市街地には、JR 静岡駅及び静岡鉄道新静岡駅をはじめ、呉服町通り、七間町通り、青葉通り、人宿町人情通り、御幸町通り、北街道



駿府城公園 東御門

等、それぞれ異なる歴史や特徴を持つエリアがあります。また、静岡浅間神社、駿府城公園、旧東海道等の歴史資源を有し、城下町としての歴史を現在のまちなみや地域活動の中に感じることができます。

これらのエリアでは、商店街、大型商業施設、地域の事業者、まちづくり団体等により、地域の特性を生かしたイベント、公共空間の活用、情報発信、店舗誘致等の取組が行われてきました。中心市街地全体として一つの商業・交流拠点を形成する一方、通りや商店街ごとに成り立ち、店舗構成、来街者層及び抱えている課題が異なることも特徴です。

(2) 静岡地区中心市街地のまちなみ

JR 静岡駅の北側には、多くの商店街や大型商業施設、オフィス、飲食店等が面的に集積しており、市民や来街者が買い物、飲食、通勤、通学、観光及び文化活動等の多様な目的で行き交う都市空間が形成されています。

呉服町及び七間町周辺には、百貨店、専門店、飲食店、映画・文化に関する施設等が集積し、中心市街地の商業・文化を支えてきました。人宿町周辺では、既存建築物の活用や新たな店舗の誘致等、民間主導によるまちづくりも行われています。また、御幸町、伝馬町及び鷹匠周辺は、商業施設、オフィス、住宅、教育施設等が混在し、静岡駅、新静岡駅及び駿府城公園をつなぐエリアとなっています。

JR 静岡駅の南側には、駅南銀座をはじめとする商業エリアや事業所、教育・文化施設等が立地しています。このように、静岡地区の中心市街地は、商業だけでなく、居住、業務、行政、医療、教育、文化、観光等の機能が歩いて巡ることのできる範囲に集まった、コンパクトな都市空間となっています。



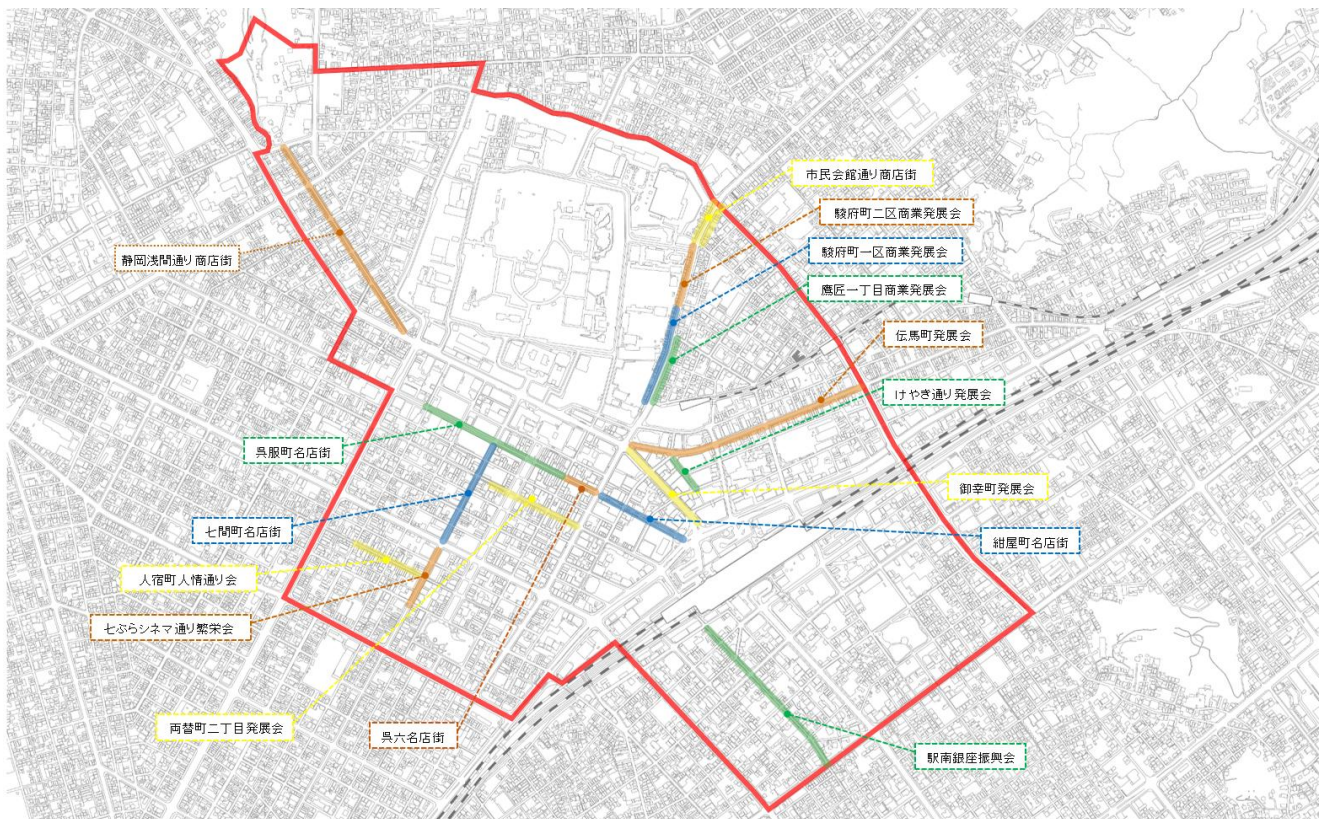
七間町の青空市（歩行者天国）



新静岡セノバ



往來の様子（駅間を繋ぐけやき通り）

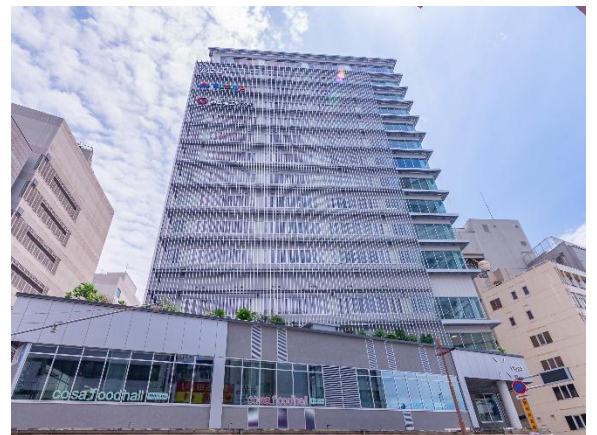


静岡駅周辺の中心市街地エリアの商店街

(3) 施設など

静岡地区の中心市街地には、百貨店や大型商業施設、商店街及び個性的な個店が集まり、日常の買い物から飲食、娯楽まで多様な過ごし方ができる環境があります。

また、静岡県庁、静岡市役所などの行政機関、静岡市立静岡病院、静岡赤十字病院などの医療機関、静岡市美術館、静岡音楽館 A01、駿府城公園などの文化・観光施設、小中学校、高等学校、大学、専門学校等の教育機関など多様な機能が集積しています。



静岡理工科大学静岡デザイン専門学校 (M20)

3 区分、募集人員及び活動内容

(1) ミッション

「2 活動エリアの紹介」に記載のとおり、静岡駅周辺の中心市街地エリアには、それぞれ異なる特徴を持つ商店街があり、各団体が地域のにぎわいづくりや魅力向上に取り組んでいます。一方で、事務を担う人材の不足や業務の属人化、商店街間の連携、自主財源の確保など、個々の商店街だけでは対応が難しい課題もあります。

こうした課題に対応するためには、既存の業務を一時的に補助するだけでなく、地域外で培った経験や専門性を取り入れながら、商店街の運営を支え、団体間の連携を促し、事業を継続できる仕組みをつくる必要があります。

そこで、地域おこし協力隊には、中心市街地の商店街や関係者と対話を重ね、地域の状況や課題を把握した上で、次の3つのミッションに取り組んでいただきます。

本ミッションには、活動内容や手順の全てがあらかじめ定められているわけではありません。隊員には、商店街や関係者との対話、現地での活動等を通じて、自ら地域の課題や可能性を発見し、必要な取組を企画・提案していただきます。提案した取組については、関係者との合意形成を図りながら実践し、結果の検証と改善を重ね、持続可能な仕組みとして地域に定着させることを期待します。

① 商店街の実務応援及び業務改善

商店街の日常的な実務を応援する中で、各団体の業務内容や運営上の課題を把握し、商店街の関係者と協議しながら、改善すべき業務の整理、業務の効率化・標準化及び複数団体による共同化の提案・実践に取り組めます。これにより、特定の人に負担が集中する状態を改善し、商店街が継続して活動できる運営体制づくりを目指します。

② 商店街及び関係者間の連携促進

商店街をはじめ、個店、企業、学校、まちづくり団体等との対話を通じて、それぞれの取組や課題、連携の可能性を把握し、情報共有、相互協力及び共同事業につながる機会を企画・提案します。これにより、個々の商店街だけでは実現が難しい取組を生み出し、中心市街地全体への活動の広がりを目指します。

③ 商店街事業の企画・運営及び活動基盤づくりの支援

商店街事業の内容や課題、地域資源を整理し、関係者と協議しながら、事業の改善、企業等との連携、協賛の検討及び自主財源確保の仕組みづくりを提案・実践します。これにより、商店街が持続的に事業を実施できる活動基盤づくりを目指します。

これらの活動を通じて、商店街相互の連携や業務の効率化を促進し、中心市街地において商店街が主体的かつ継続的に活動できる体制づくりを目指します。

（２）活動の発展イメージ

地域おこし協力隊の活動は、着任後直ちに全てのミッションを実施するのではなく、中心市街地の商店街や関係者との対話を通じて地域への理解を深め、信頼関係を構築した上で、課題解決に向けた取組を段階的に発展させることを想定しています。

【活動初期】地域理解・関係構築

中心市街地の商店街や関係者を訪問し、関係者との対話や活動等への参加を通じて、地域の特徴や各団体の取組、現状等を把握します。

また、商店街の日常的な実務への関わりを通じて関係者との信頼関係を築き、隊員の経験や専門性を生かすことのできる課題や取組を整理します。

【活動中期】企画・試行・連携

活動初期に把握した課題等を踏まえ、商店街の関係者と協議しながら、業務改善、団体間の連携及び事業の改善等に関する取組を企画・提案します。提案した内容は、小規模な取組から試行し、その効果や課題を検証しながら改善します。

【活動の発展・定着期】仕組み化・継承

試行した取組の成果と課題を検証し、効果が確認された取組について、他の商店街への展開や継続的な運用を検討します。また、活動を通じて得られた知識、関係性及びノウハウを整理し、隊員の任期終了後も商店街や関係団体が活用できる仕組みとして地域に残すことを目指します。

※上記は、活動が継続した場合に想定する発展イメージです。各段階の期間及び具体的な活動内容は一律に定めるものではなく、地域の状況、隊員の経験・専門性、活動の進捗及び関係者との協議を踏まえて決定します。

（３）活動の実施体制及び身分

隊員は、市との雇用関係を有する職員としてではなく、市から委嘱を受けた個人として、自らの経験や専門性を生かし、主体的に活動します。また、活動の円滑な実施に向け、公益財団法人静岡市まちづくり公社と連携しながら、中心市街地の商店街や関係者との調整等を進めます。

(4) 活動内容一覧

上記を踏まえ、活動内容を以下のとおり設定します。

区分	委嘱予定人員	活動内容
地域おこし 協力隊	1名	●共通内容 静岡市内全ての地域おこし協力隊員に取り組んでもらう活動 ① 地域情報の収集、整理 ② 地域住民との交流 ③ 市や地域の住民が行う振興施策への協力 ④ 市や地域情報の広報 ⑤ その他、地域振興に関し、市が必要と認める活動 ●個別内容 ① 商店街の実務応援及び業務改善 商店街の会議運営、資料作成、情報整理、広報その他の実務を応援するとともに、業務の棚卸し、標準化、複数団体による共同実施の仕組みづくりに取り組むこと ② 商店街及び関係者間の連携支援 中心市街地の商店街をはじめ、個店、企業、学校、まちづくり団体、行政等との関係を構築し、情報共有、相互協力及び共同事業の実施につながる調整や仕組みづくりに取り組むこと ③ 商店街事業の企画・運営及び自主財源確保支援 商店街事業の改善、企業等との連携、活動基盤の強化に向けた仕組みづくりに取り組むこと。 ④ 静岡市中心市街地地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱（令和5年4月1日施行）に基づく補助金交付予定先団体（公益財団法人静岡市まちづくり公社）の業務や活動を支援すること

※上記は想定される活動例であり、地域特性を踏まえ、協議の上で柔軟に活動内容を決定します。

4 活動条件等

雇用形態	・ 地域おこし協力隊として委嘱します。 ※市との雇用関係はありません。
任期	委嘱期間：令和9年3月1日から令和10年2月28日まで（1年間） ※勤務成績が良好な場合は、1年を超えない範囲で更新します（最大3年間）。 ※補欠合格の場合は、令和9年5月31日までに、欠員が生じた場合に限り、随時採用します。
活動場所	中心市街地の商店街
活動時間	概ね週 31 時間程度勤務 ※活動日は不定期。有給休暇、各種休暇制度の取扱いはありません。
報償費	月額 300,000 円（令和8年4月1日時点） ※活動期間が1ヵ月に満たない月は日割り計算になります。 ※通勤手当、時間外手当等の各種手当はありません。
副業の取扱い	・ 副業は、本業の活動に支障のない範囲で認めます。 ・ 副業を行う場合は、事前に市へ届出を行ってください。 ・ 副業内容については、事前相談を受け付けます。
活動費	・ 活動に必要な経費は、実績に応じて、公益財団法人静岡市まちづくり公社から別途支給予定です（上限あり（月 15 万円程度を予定））。 ・ 住居費（賃貸費）については、上記の経費の一部として支給されます。 なお、不動産及び車両の取得に要する経費や、引越しの係る費用、敷金、礼金、仲介手数料、光熱水費、通信料、生活に係る備品費、自治会費等のご自身の負担となります。
社会保険等	・ 雇用保険には加入しません。 ・ 健康保険・年金等は各自で加入してください。

5 応募資格

次のすべての要件を満たす方

- (1) 地域に入り込み、商店街関係者や地域住民、学生、事業者等と信頼関係を築きながら、地域の課題や可能性を把握し、情報整理、資料作成、企画立案、関係者との調整等を通じて、自ら提案し実践できる方
- (2) 委嘱を受けてから地域おこし協力隊の活動を行うまでの間に、静岡市に住民票を異動し転入をすることができる方
- (3) 任期満了後も本市に定住する意欲のある方
- (4) 現在の居住地（(2)の転入前の住民登録地）の市区町村が、国が定める「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の地域要件区分欄の①「3大都市圏内都市地域」、②「3大都市圏内指定都市」、③「3大都市圏外指定都市」等に該当すること

※現在の居住地がどの地域に該当するかは、「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。一部条件不利地域にお住いの場合は、住所地により応募の可否が異なります。詳細は静岡市商業労政課（電話：054-354-2306）までお問い合わせください。

- (5) 心身ともに健康で、誠実に職務を遂行できる方
- (6) 市民・関係団体・行政職員と円滑なコミュニケーションができる方
- (7) パソコン（Word、Excel、PowerPoint、メール、SNS等）の基本操作ができる方
- (8) 普通自動車運転免許を有する方
- (9) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

6 求める人物像

本協力隊は、商店街の日常的な実務を応援しながら、地域課題の把握、関係者との調整、事業の企画・改善等に主体的に取り組む人材を求めています。

特に次のような方を歓迎します。

- ・ 情報整理、資料作成、企画立案等の実務を正確かつ着実に進めることができる方
- ・ 指示された業務を行うだけでなく、自ら課題や可能性を見つけ、改善策を提案・実践できる方
- ・ デジタルツール等を活用し、業務の効率化や新たな仕事の進め方を検討できる方
- ・ 様々な関係者の立場を理解し、関係者間の調整を行うことができる方
- ・ 営業、企画、広報等の経験や視点を生かし、企業連携や商店街事業の改善に取り組むことができる方
- ・ 地域の関係者と対話を重ね、信頼関係を築きながら粘り強く活動できる方

7 応募手続

(1) 申込方法

電子申請

※QR コード又は下記 URL からアクセスし、申し込んでください。

<https://logoform.jp/form/79j2/1575954>



(2) 提出書類

上記フォームに以下の資料を添付してください。

① 顔写真

(正面・脱帽・上半身、申込前6か月以内に撮影した本人と確認できるもの。)

② 住民票の写し

③ (任意) これまでの活動実績を示す資料

(写真、紙面デザイン、ライティング原稿、インターネット記事など)

※提出書類及び面接審査時に取得した個人情報、選考事務及び委嘱事務以外の目的には一切使用しません。

(3) 申込期限

令和9年1月5日(火) 必着

8 選考方法

提出いただいた内容及び面接審査により選考いたします。

(1) 第1次選考(書類選考)

ただし、応募者が6人を超える場合は、第1次選考で6人を選抜します。

(2) 第2次選考(面接)

【面接日】令和9年1月22日(金) 予定

※面接審査の開催場所・詳細時間等については、申し込み後に受験票にて通知します。

(3) 受験票の発送

受験票は令和9年1月13日(水)頃に発送予定です。

1月15日(金)までに届かない場合は商業労政課までご連絡ください。

(4) 選考結果

合否にかかわらず、令和9年2月上旬までにメールで全員に通知します。

9 その他

災害等により、選考日程を変更する場合があります。

提出書類により取得した個人情報は、選考事務以外の目的には使用しません。

【お問い合わせ先】

静岡市役所 商業労政課 商業・まちなか活性化係（浅井）

〒424-8701

静岡県静岡市清水区旭町6番8号

TEL：054-354-2306

FAX：054-354-2132

メールアドレス：shogyo@city.shizuoka.lg.jp